

○経済産業省告示第八十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十一条第一項を実施するため 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田 光一

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（平成十八年経済産業省告示第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供</u></p> <p><u>2 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。</u></p> <p><u>3 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。</u></p> | <p>一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> |

4 エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
(1)～(3) [略]

2 エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
(1)～(3) [略]

備考 表中[]の記載は注記である。

附 則
この告示は 令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第八十三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第三十八条の規定に基づき、事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

なお、平成三十一年経済産業省告示第七十二号（事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件）は、令和四年三月三十一日限りで廃止する。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田 光一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づく報告は、次の様式による報告書一通を提出してすることができる。

共同省エネルギー事業の報告

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第38条の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」という。）について次のように報告します。

第1表

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号 | | | | | | | | | |
| 特定排出者番号 | | | | | | | | | |
| 事業者の名称 | | | | | | | | | |

第2表

| |
|--|
| <p>（共同省エネルギー事業によりエネルギーの使用の合理化を促進する他の者に関する情報（事業者の名称、住所等）、共同省エネルギー事業の具体的な内容、期間及び体制並びに共同省エネルギー量〔k1〕及びその算出方法）</p> <p>※国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を償却した又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を無効化した量の報告を行う場合は、本欄に「国内クレジットの償却」又は「J-クレジットの無効化」と記載し、別紙の「（1）国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告」に、当該量に関する事項を記入すること。</p> <p>※小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業者が一般消費者に対する情報提供の取組について報告を行う場合は、本欄に「エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組」と記載し、別紙の「（2）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況」に、当該取組に関する事項を記入すること。</p> |
| <p>（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者） （所属） （氏名）</p> |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 本表における用語の定義は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に定めるものに従うものとする。
 - 3 エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組に係る報告を除き、既に経済産業大臣に報告した共同省エネルギー事業について、重ねて報告することはできない。
 - 4 必要に応じて、共同省エネルギー事業について証明する書類を添付することができる。
 - 5 特定排出者番号の欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づく特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成19年経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、特定排出者に付された番号を記入すること。
 - 6 「共同省エネルギー量」とは、共同省エネルギー事業が実施されなかった場合に推計される当該年度におけるエネルギー使用量と、当該事業が実施された後の実際の当該年度におけるエネルギー使用量の差をいう。
 - 7 共同省エネルギー量及びその算出方法については、これらを報告することができない場合は記入しないことができる。なお、記入する場合の単位は、原油換算キロリットルとする。
 - 8 「償却」とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、「無効化」とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。
 - 9 国内クレジットを償却した量又はJ-クレジットを無効化した量以外の共同省エネルギー量を報告する場合は、（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）の欄にその認証を行った第三者の所属及び氏名を記入すること。
 - 10 「公正な第三者」とは、共同省エネルギー量の確認に係る知識及び経験を有した第三者であって、本報告書に係る事業者等と特別の利害関係を有さないものをいう。
 - 11 共同省エネルギー量の認証は、エネルギー使用量の実績、共同省エネルギー量の算定の適切性等を確認して行うものとする。

(1) 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告

第1表

| | | |
|----------------------------|----------|--------------------------------------|
| 保有口座番号 | | |
| 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計 | (原油換算k1) | 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の内訳を下表に記入すること |

第2表

| 国内クレジット又はJ-クレジット識別番号 | 排出削減方法論 | 償却日又は無効化日 | 国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量(原油換算k1) |
|----------------------|---------|-----------|---------------------------------|
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |
| ～ | | | |

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 本表における用語の定義は、運営規則及び実施要綱に定めるものに従うものとする。
- 3 本表に記載した全ての国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）について、償却又は無効化の事実を示す書類並びに償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書又は無効化したJ-クレジットに係る認証申請書及びモニタリング報告書を添付すること。
- 4 保有口座番号の欄には、国内クレジット認証委員会から運営規則に基づき付与された一意の口座番号又はJ-クレジット制度管理者から実施要綱に基づき付与された一意の口座番号を記入すること。
- 5 国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいい、J-クレジット無効化量とは、J-クレジットを無効化した量をいう。
- 6 償却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、無効化とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。
- 7 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計の欄には、国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 8 国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量の欄には、国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 9 国内クレジット又はJ-クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジット又は実施要綱に基づく無効化したJ-クレジットに対する識別番号を記載すること。
- 10 排出削減方法論の欄には、運営規則又は実施要綱に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が
講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

| | |
|--|---|
| 事業者の名称 | |
| 報告の対象となる事業 | 1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業 |
| 当該事業の小売供給契約の件数 | 1. 30万件超 2. 30万件以下 |
| 小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブページにおける公表意向の有無 | 1. 公表意向あり 2. 公表意向なし |
| 情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等 | |

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者

第2表 基礎項目の情報提供の状況

| 項目 | | 記入欄 | 備考欄 |
|---|-------|------------------------------|---|
| 指針1. (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針1. (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針1. (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針1. (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針3. 指針1. (1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上で一般消費者への提供 | ①提供状況 | 1. 全て集約している 2. 全ては集約していない | 該当する選択肢を選んでください。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 全て集約している」を選択した場合、集約している情報の項目、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。 |

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

| 項目 | 記入欄 | | 備考欄 |
|---|----------|---|--|
| 追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量が見える化した情報 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ③情報の集約状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ④実施内容 | | ③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ③情報の集約状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ④実施内容 | | ③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。 | ①提供状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ③情報の集約状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ④実施内容 | | ③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 | ①状況 | 1. 提供している 2. 提供していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②提供取組 | 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他 | 該当する選択肢を選択。 |
| | ③提供内容 | | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ④提供取組 | 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他 | ・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。 |
| | ⑤提供内容 | | ・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ⑥提供取組 | 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他 | ・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。 |
| | ⑦提供内容 | | ・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）

| 項目 | 記入欄 | | 備考欄 |
|--------------------------------------|-------|---|--|
| 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | ①実施状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②実施内容 | | ①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫 | ①実施状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②実施内容 | | ①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 | ①実施状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②実施内容 | | ①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定 | ①実施状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②実施内容 | | ①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。 |
| 追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫 | ①実施状況 | 1. 実施している 2. 実施していない | 該当する選択肢を選択。 |
| | ②実施取組 | 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他 | 該当する選択肢を選択。 |
| | ③実施内容 | | ①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ④実施取組 | 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他 | ・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。 |
| | ⑤実施内容 | | ・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
| | ⑥実施取組 | 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他 | ・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。 |
| | ⑦実施内容 | | ・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。